

(証券コード2659)
平成29年5月9日

株 主 各 位

沖縄県宜野湾市大山7丁目2番10号

株式
会社 **サニエー**

代表取締役社長 上 地 哲 誠

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年5月24日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年5月25日（木曜日）午前10時
（午前9時に開場いたします。）
2. 場 所 沖縄県宜野湾市真志喜4丁目1番1号
ラグナガーデンホテル2F 羽衣の間
3. 目的事項
報告事項
 1. 第47期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第47期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、開会間際は大変混雑いたしますので、お早めにお越し下さい。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ◎本招集ご通知添付書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.san-a.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ◎招集ご通知添付書類（事業報告・計算書類・連結計算書類）及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.san-a.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成28年3月1日)
(至 平成29年2月28日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策及び金融政策によって企業収益や雇用環境が改善するなど、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、海外経済の減速や英国のEU離脱問題、米国の新政権の政策等により、先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社は経営方針を「意識して考えよう」とし、安心・安全・信頼を求めお客様に応えるため、仕組み力、商品力、人材力の向上について意識して考え実行するとともに、引き続き企業理念の浸透、七大基本の徹底、既存店の活性化、効率化を図り、お客様満足度の向上に努めてまいりました。

店舗展開につきましては、4月に「ハンビータウン」（沖縄県中頭郡北谷町）を改装し、ベビー用品専門店の「ベビー館」及び「無印良品」を出店いたしました。

その結果、当連結会計年度における営業収益（売上高及び営業収入）は1,802億43百万円（前連結会計年度比3.7%増）、営業利益は150億6百万円（同6.3%増）、経常利益は154億11百万円（同6.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は97億85百万円（同11.5%増）となりました。

招集し
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

セグメント別の状況は次のとおりであります。

小売事業におきましては、ワンランクアップ商品、沖縄県産品、P B商品（くらしモア・ローソンセレクト）の販売強化に取り組んだことにより、食料品が堅調に推移したことと、既存店の増床効果により住居関連用品と外食が好調に推移した結果、売上高は1,689億77百万円（前連結会計年度比3.4%増）となりました。

コンビニエンスストア事業（以下「CVS」という。）は、直営店1店舗、F C店19店舗新規出店と1店舗閉店したことにより、売上高（直営店舗）は4億50百万円（前連結会計年度比16.9%増）、営業収入は60億58百万円（同16.1%増）となりました。

セグメント別の売上状況は次のとおりであります。

セグメント区分		金額（百万円）	構成比（％）	前連結会計年度比(%)
小売	衣料品	14,871	8.8	100.6
	住居関連用品	49,275	29.1	104.0
	食料品	96,756	57.1	103.4
	外食	8,073	4.7	104.2
	小計	168,977	99.7	103.4
CVS		450	0.3	116.9
売上高合計		169,427	100.0	103.4

② 設備投資の状況

当連結会計年度においては、総額76億18百万円の設備投資を行いました。

そのうち主な設備投資は、沖縄県浦添市（出店予定地）の土地の購入によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区	分	第44期 (平成26年2月期)	第45期 (平成27年2月期)	第46期 (平成28年2月期)	第47期 (当連結会計年度) (平成29年2月期)
営業収益	(百万円)	157,565	164,553	173,820	180,243
経常利益	(百万円)	11,245	13,175	14,457	15,411
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	6,361	7,572	8,773	9,785
1株当たり当期純利益	(円)	199.03	236.90	274.49	306.15
総資産	(百万円)	104,401	122,055	121,882	130,427
純資産	(百万円)	79,881	86,606	94,873	103,688
1株当たり純資産	(円)	2,427.32	2,634.85	2,886.86	3,156.36

(注) 当社は、平成25年9月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。第44期(平成26年2月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区	分	第44期 (平成26年2月期)	第45期 (平成27年2月期)	第46期 (平成28年2月期)	第47期 (当事業年度) (平成29年2月期)
営業収益	(百万円)	153,369	159,882	168,218	173,739
経常利益	(百万円)	10,636	12,425	13,476	14,336
当期純利益	(百万円)	6,407	7,639	8,718	9,805
1株当たり当期純利益	(円)	200.45	239.02	272.76	306.77
総資産	(百万円)	101,340	118,634	118,127	126,554
純資産	(百万円)	77,324	84,157	92,143	100,720
1株当たり純資産	(円)	2,419.14	2,632.91	2,882.78	3,151.11

(注) 当社は、平成25年9月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。第44期(平成26年2月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
サンエー運輸株式会社	10百万円	100.0%	一般貨物自動車運送業
株式会社ローソン沖縄	10百万円	51.0%	沖縄県内のCVS「ローソン」のフランチャイズシステム及び直営店舗を運営
株式会社サンエー浦添西海岸開発	10百万円	100.0%	不動産及び商業施設等の所有、賃貸借ならびに管理業務
株式会社サンエーパルコ	10百万円	51.0%	商業施設（テナントゾーン）の運営

(注) 平成28年12月20日に、株式会社サンエーパルコを設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

翌連結会計年度のがわが国経済の見通しといたしましては、海外経済の減速や英国のEU離脱問題、米国の新政権の政策等により、先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。

このような環境が予想される中、当社は経営方針を「意識して考え実行する」とし、人不足やコストアップが続く中、安心・安全・信頼・良質を求めお客様に応えるため、仕組み力、商品力、人材力の向上について意識して考え実行するとともに、引き続き企業理念の浸透、七大基本の徹底、既存店の活性化、効率化を図り、お客様満足度の向上に努めてまいります。また、株式会社ローソン沖縄と連携し、地域食材を使った商品の共同開発、新商品の提案、売れ筋商品の情報交換を行い、商品力の強化を図ってまいります。

出店計画につきましては、6月に「V21食品館嶺井店」（沖縄県南城市）、8月に「大湾シティ」（沖縄県中頭郡読谷村）を出店する予定であります。

(5) 主要な事業内容（平成29年2月28日現在）

当社グループは、生鮮食品、加工食品等の食料品と衣料品ならびに家電・日用雑貨等の住居関連用品の販売、外食を主体事業とする小売事業及びCVS「ローソン」のフランチャイズシステムを営んでおります。

(6) **主要な事業所及び店舗** (平成29年2月28日現在)

本社・流通センター 沖縄県宜野湾市大山7丁目2番10号
店舗 84店舗

所 在 地	店 舗 数	所 在 地	店 舗 数
沖縄県那覇市	18	沖縄県糸満市	4
沖縄県宜野湾市	10	沖縄県名護市	4
沖縄県沖繩市	9	沖縄県島尻郡	4
沖縄県中頭郡	8	沖縄県豊見城市	3
沖縄県うるま市	8	沖縄県石垣市	2
沖縄県浦添市	7	沖縄県国頭郡	2
沖縄県宮古島市	5		

(注) 店舗数には、CVS直営店舗3店舗を含んでおります。
また、上記のほかCVSフランチャイズ店舗は207店舗であります。

(7) **使用人の状況** (平成29年2月28日現在)

① **企業集団の使用人の状況**

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
1,385名	90名増

(注) 1. 使用人数には、パートナー社員及びアルバイトは含まれておりません。
2. 使用人数には、当社グループ外から当社グループへの出向者(3名)を含んでおります。

② **当社の使用人の状況**

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,382名	91名増	34.8歳	12.3年

(注) 1. 使用人数には、パートナー社員及びアルバイトは含まれておりません。
2. 使用人数には、当社から当社グループへの出向者を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年2月28日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社沖縄銀行	50
株式会社琉球銀行	50
株式会社みずほ銀行	12
三菱UFJ信託銀行株式会社	12
合計	125

2. 会社の株式に関する事項（平成29年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 72,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 31,981,654株
- (3) 株主数 5,560名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
折田 富子	3,391,112	10.61
金城 和子	3,304,712	10.34
折田 譲治	2,033,240	6.36
公益財団法人折田財団	2,000,000	6.26
折田 節子	1,800,000	5.63
金城 弘道	1,414,224	4.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,275,300	3.99
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	970,600	3.04
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	820,900	2.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	562,700	1.76

（注）持株比率は自己株式（18,257株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	折田 譲治	日本流通産業(株)代表取締役副社長
代表取締役社長	上地 哲誠	(株)サンエー浦添西海岸開発代表取締役社長
専務取締役	中西 淳	営業担当 (食品・外食・開発部、食品加工センター、品質管理室)
常務取締役	今中 泰洋	管理、コンプライアンス、リスク管理担当
常務取締役	新城 健太郎	営業担当 (衣料・ドラッグ・電器・営業企画・ネット販売部)
取締役	田崎 正仁	食品部長
取締役	古謝 将之	(株)ローソン沖縄代表取締役社長
取締役	野崎 聖子	うむやす法律会計事務所代表
常勤監査役	諸見 明良	
監査役	國仲 昌夫	
監査役	宮里 啓和	

- (注) 1. 取締役野崎聖子氏は社外取締役であります。
2. 監査役國仲昌夫氏及び宮里啓和氏は、社外監査役であります。
3. 取締役野崎聖子氏及び監査役國仲昌夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役古謝将之氏は、非常勤取締役であります。
5. 平成28年5月26日開催の第46期定時株主総会において、新たに諸見明良氏が監査役に選任され就任いたしました。
6. 常勤監査役諸見明良氏は、長年にわたり当社の経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役國仲昌夫氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

8. 取締役野崎聖子氏及び監査役宮里啓和氏は、弁護士の資格を有しており、法律の見地から企業活動の適正性を判断する相当程度の知見を有しております。
9. 平成28年5月26日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって、監査役鍵谷裕二氏は、任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（うち社外取締役）	7名（1名）	160百万円（3百万円）
監査役（うち社外監査役）	4名（2名）	24百万円（8百万円）
合計	11名（3名）	185百万円（12百万円）

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成8年5月18日開催の第26期定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成8年5月18日開催の第26期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。
4. 監査役の報酬等の総額には、平成28年5月26日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役野崎聖子氏は、うむやす法律会計事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 野崎聖子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 國仲昌夫	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会15回のうち15回に出席し、金融機関出身としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 宮里啓和	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会15回のうち15回に出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は取締役会において以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を決議しております。（最終改定 平成27年5月28日）

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令、企業倫理、社内規程等の遵守に関する基本方針・行動規範である「コンプライアンスガイドライン」を策定し、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という）の役員及び従業員に周知徹底する。
- ② コンプライアンス担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス委員会規程」に基づき、当社グループにおけるコンプライアンス全般に関する事項について審議又は改善策等の提案を行う。また、当社グループの役員及び従業員のコンプライアンスに関する意識向上のための啓蒙活動及び教育研修を実施する。
- ③ 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、直接通報できる「内部通報窓口」を設置し、当社グループの役員及び従業員を対象として運用する。
- ④ 内部監査部門は、当社グループ全体の内部統制の評価並びに業務の適正及び有効性について監査する。
- ⑤ 反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対して弁護士や警察等と緊密に連携し毅然とした姿勢で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規程」に基づいて、保存媒体に必要な応じて適切かつ確実に保管、管理するとともに、関係者が閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループにおけるリスクの的確な把握、評価と適切なコントロールを行うリスク管理体制を構築するとともに、重大事案が発生した場合における、被害拡大防止や損害・損失の極小化を可能にする危機管理体制を構築する。
- ② リスク管理担当取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、「リスク管理規程」に基づき、当社グループにおけるリスク管理活動を円滑、適切に推進する。

(4) 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 役員及び従業員による意思決定と業務執行についての権限と責任を明確にするるとともに、業務分掌を整備し、適正かつ効率的な意思決定と業務執行を確保する。

- ② 「取締役会」及び「経営会議」を定期的で開催し、重要事項の議論、共有及び審議を経て執行決定を行う。
- ③ 業務の適正かつ簡素化、情報システムの適切な利用等を通じて業務の効率化を当社グループ横断で推進する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社が策定する「コンプライアンスガイドライン」を当社グループ全体の行動指針として周知徹底する。
- ② 子会社を主管する部門が、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務の適正化を管理する。また、子会社から決算状況及びその他重要事項を適時に報告を受ける。
- ③ 内部監査部門は、子会社の業務の適正に関する監査を定期的実施する。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社グループの財務報告に係る内部統制は、法令及び証券取引所の規則を遵守し、評価、維持、改善等を行い、適正かつ適時に財務報告を行う。
- ② 「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」に基づき、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等を評価及び改善する。

(7) 監査役の職務を補完すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性及び監査役の当該従業員への指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補完すべき従業員を置くことを求めた場合は、常勤監査役と協議のうえ人選する。
- ② 当該従業員が他部署の職務を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。

(8) 役員及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に対する体制

- ① 当社グループの役員及び従業員は、当社グループの業績に重大な損失を及ぼす事実又はそのおそれを発見したとき、その他事業運営上の重要事項を適時に監査役に報告する。また、監査役の求めに応じて随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- ② 内部監査部門は、監査計画及び監査結果を適時又は半期毎に監査役に報告を行う。
- ③ 「コンプライアンス委員会」において、内部通報制度に基づく通報状況とその対応状況を定期的に監査役に報告する。
- ④ 内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、不利な扱いを行わない。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、「取締役会」に参加するほか、必要と認められる重要な会議に出席する。
- ② 常勤監査役は、当社グループの重要な会議に参加するほか、稟議書等業務執行に係る重要な書類を閲覧し、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握する。
- ③ 監査役は、内部監査部門及び会計監査人と適時情報交換を行うとともに、連携して監査を行う。
- ④ 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払を求めたときは、これに応じる。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

当社グループにおけるコンプライアンスに関する取組みについては、「コンプライアンス委員会」を定期又は適宜開催し、審議又は改善策等の提案を行いました。また、2月にコンプライアンス啓蒙月間を設け、当社グループの役員及び従業員のコンプライアンスに関する意識向上のための啓蒙活動を実施いたしました。

② リスク管理体制

当社グループにおけるリスク管理体制については、「リスク管理委員会」を定期又は適宜開催し、当社グループから報告された各種リスクについて迅速かつ適切な対応を行いました。

③ 内部監査の実施状況について

内部監査室は内部監査計画に基づき、当社グループにおける業務の適正性や法令遵守状況等に関する内部監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	62,761	流動負債	21,985
現金及び預金	46,122	買掛金	8,271
売掛金	2,594	1年内返済予定の長期借入金	100
商品及び製品	11,150	リース債務	14
原材料及び貯蔵品	302	未払金	4,316
前払費用	410	未払費用	1,084
繰延税金資産	831	未払法人税等	2,562
その他	1,348	預り金	1,899
固定資産	67,666	賞与引当金	1,063
有形固定資産	57,767	商品券等回収損失引当金	42
建物及び構築物	22,198	その他	2,630
機械装置及び運搬具	536	固定負債	4,753
工具、器具及び備品	1,611	長期借入金	25
土地	32,291	リース債務	2
リース資産	15	長期預り保証金	2,291
建設仮勘定	1,112	退職給付に係る負債	1,575
無形固定資産	1,123	資産除去債務	442
のれん	450	その他	416
借地権	460	負債合計	26,739
ソフトウェア	92	純 資 産 の 部	
その他	119	株主資本	100,711
投資その他の資産	8,775	資本金	3,723
投資有価証券	752	資本剰余金	3,686
関係会社株式	21	利益剰余金	93,329
長期前払費用	275	自己株式	△26
繰延税金資産	1,718	その他の包括利益累計額	176
差入保証金	5,163	その他有価証券評価差額金	237
建設協力金	843	退職給付に係る調整累計額	△60
その他	0	非支配株主持分	2,800
資産合計	130,427	純資産合計	103,688
		負債純資産合計	130,427

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(自 平成28年 3 月 1 日)
(至 平成29年 2 月28日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		169,427
売上原価		116,813
売上総利益		52,613
営業収入		10,816
営業総利益		63,429
販売費及び一般管理費		48,423
営業利益		15,006
営業外収益		
受取利息及び配当金	109	
その他	348	457
営業外費用		
支払利息	2	
その他	49	52
經常利益		15,411
特別損失		
固定資産除却損	36	
減損損失	15	52
税金等調整前当期純利益		15,358
法人税、住民税及び事業税	5,034	
法人税等調整額	9	5,043
当期純利益		10,314
非支配株主に帰属する当期純利益		529
親会社株主に帰属する当期純利益		9,785

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年 3月1日)
(至 平成29年 2月28日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当連結会計年度期首残高	3,723	3,686	84,886	△26	92,268
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当	－	－	△1,342	－	△1,342
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	9,785	－	9,785
自己株式の取得	－	－	－	△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当連結会計年度変動額合計	－	－	8,443	△0	8,443
当連結会計年度末残高	3,723	3,686	93,329	△26	100,711

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	123	△118	4	2,599	94,873
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△1,342
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	－	－	9,785
自己株式の取得	－	－	－	－	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	113	57	171	201	372
当連結会計年度変動額合計	113	57	171	201	8,815
当連結会計年度末残高	237	△60	176	2,800	103,688

招集
し
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	60,891	流動負債	21,475
現金及び預金	45,113	買掛金	8,271
売掛金	2,594	1年内返済予定の長期借入金	100
商品及び製品	11,134	リース債務	14
原材料及び貯蔵品	302	未払金	4,241
前払費用	269	未払費用	1,063
繰延税金資産	787	未払法人税等	2,251
その他	690	未払消費税等	731
固定資産	65,662	前受金	282
有形固定資産	50,810	預り金	1,877
建物	19,335	商品券	1,569
構築物	558	賞与引当金	1,027
機械装置	534	商品券等回収損失引当金	42
車両運搬具	2	固定負債	4,358
工具、器具及び備品	1,517	長期借入金	25
土地	27,991	リース債務	2
リース資産	15	退職給付引当金	1,488
建設仮勘定	855	長期預り保証金	2,034
無形固定資産	663	資産除去債務	392
借地権	452	長期未払金	416
ソフトウェア	92	負債合計	25,834
その他	118	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	14,188	株主資本	100,483
投資有価証券	752	資本金	3,723
関係会社株式	3,106	資本剰余金	3,686
出資金	0	資本準備金	3,686
関係会社長期貸付金	4,579	利益剰余金	93,100
長期前払費用	273	利益準備金	344
繰延税金資産	1,654	その他利益剰余金	92,755
差入保証金	2,983	圧縮積立金	273
建設協力金	837	別途積立金	82,630
資産合計	126,554	繰越利益剰余金	9,852
		自己株式	△26
		評価・換算差額等	237
		その他有価証券評価差額金	237
		純資産合計	100,720
		負債純資産合計	126,554

損益計算書

(自 平成28年 3月 1日)
(至 平成29年 2月 28日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		168,977
売上原価		116,467
売上総利益		52,509
営業収入		4,762
営業総利益		57,271
販売費及び一般管理費		43,677
営業利益		13,594
営業外収益		
受取利息及び配当金	456	
その他	336	792
営業外費用		
支払利息	2	
その他	47	49
経常利益		14,336
特別損失		
固定資産除却損	31	
減損損失	15	47
税引前当期純利益		14,289
法人税、住民税及び事業税	4,462	
法人税等調整額	21	4,483
当期純利益		9,805

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(自 平成28年 3月 1日)
(至 平成29年 2月 28日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					自己株式	株主資本計 合	評価・換算 差額等 その他 有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金 利益準備金	その他 利益剰余金 (注)					
当期首残高	3,723	3,686	344	84,292	△26	92,020	123	92,143	
当期変動額									
剰余金の配当	－	－	－	△1,342	－	△1,342	－	△1,342	
当期純利益	－	－	－	9,805	－	9,805	－	9,805	
自己株式の取得	－	－	－	－	△0	△0	－	△0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	113	113	
当期変動額合計	－	－	－	8,462	△0	8,462	113	8,576	
当期末残高	3,723	3,686	344	92,755	△26	100,483	237	100,720	

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計
当期首残高	279	74,730	9,282	84,292
当期変動額				
別途積立金の積立	－	7,900	△7,900	－
圧縮積立金の取崩	△6	－	6	－
剰余金の配当	－	－	△1,342	△1,342
当期純利益	－	－	9,805	9,805
当期変動額合計	△6	7,900	569	8,462
当期末残高	273	82,630	9,852	92,755

連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年4月13日

株式会社サンエー
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 雅史 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸 昭博 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンエーの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンエー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年4月13日

株式会社サンエー
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 雅史 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸 昭博 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンエーの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当事業年度の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類

(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表) 及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表) について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月17日

株式会社サンエー 監査役会

常勤監査役 諸 見 明 良 ⑩

社外監査役 國 仲 昌 夫 ⑩

社外監査役 宮 里 啓 和 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要課題であると認識し、中長期的に収益性及び財務体質の強化を図るとともに、経済情勢、業界の動向、業績の伸展状況等に応じて、株主の皆様へ安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。この方針のもと、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり当期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金47円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,502,279,659円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年5月26日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 8,300,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 8,300,000,000円

第2号議案から第6号議案に共通するご参考事項

本株主総会参考書類29頁から39頁までに記載の第2号議案から第6号議案の各議案は、監査等委員会設置会社移行に関連するものであります。これらの議案を上程するにあたり、監査等委員会設置会社へ移行する理由及び監査等委員会設置会社の特徴をご説明いたします。

◆監査等委員会設置会社への移行理由

当社は、コーポレートガバナンスの強化を経営の最重要課題と捉え、従来より経営の透明性の向上、意思決定の迅速化の確保に取り組んでまいりました。今般、監査等委員会設置会社へ移行することにより、社外取締役である監査等委員が取締役会の議決権を保有することで取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性、透明性を一層向上させることができると考えております。また、業務上の意思決定のさらなる迅速化を実現することで、当社を取り巻く経営環境において必要となる迅速・果断な意思決定を行う仕組みを構築してまいります。

◆監査等委員会設置会社について

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により創設された監査等委員会設置会社は、監査役・監査役会に代わり、3名以上の取締役で構成され、その過半数を社外取締役が占める監査等委員会が設置されます。監査等委員である取締役は、監査役とは異なり、取締役として取締役会における議決権を有するほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選解任や報酬について株主総会において意見を述べる権限を有します。これらの点から、監査等委員・監査等委員会による監督機能の強化が見込まれます。

また、監査等委員会設置会社においては、定款の規定に基づき、取締役会の決議によって意思決定の権限を一定程度取締役へ委譲することが可能です。これにより、業務上の意思決定を迅速に行えるようになるとともに、執行と監督を分離できることから、監督の実効性をより高めることが可能になると考えております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ② 併せて監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定として第27条（業務執行の決定の取締役への委任）を新設するものであります。
- ③ 上記の条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更ならびにその他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第18条 （条文省略）	第1条～第18条 （現行どおり）
第19条（取締役の員数） 当社の取締役は、 <u>13</u> 名以内とする。 （新 設）	第19条（取締役の員数） 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、 <u>11</u> 名以内とする。 <u>2</u> 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、 <u>4</u> 名以内とする。
第20条（取締役の選任） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第20条（取締役の選任） 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u> 株主総会の決議によって選任する。
2 （条文省略）	2 （現行どおり）
3 （条文省略）	3 （現行どおり）
第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第22条 (代表取締役および役付取締役) 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>4 (条文省略)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、<u>退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第22条 (代表取締役および役付取締役) 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条 (取締役会の決議の省略) 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第26条 (取締役会の決議の省略) 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第27条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および<u>監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第27条 (業務執行の決定の取締役への委任) 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第28条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第29条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (取締役会規程) 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>第30条 (現行どおり)</p>	<p>第30条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>第31条 (現行どおり)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p>
<p>第30条 (監査役および監査役会の設置) 当社は、<u>監査役および監査役会を置く。</u></p>	<p>第32条 (監査等委員会の設置) 当社は、<u>監査等委員会を置く。</u></p>
<p>第31条 (監査役の員数) <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>第32条 (監査役の選任) <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>第33条 (監査役の任期) <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>第34条 (常勤監査役) <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>第33条 (常勤監査等委員) <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>第35条 (監査役会の招集通知) <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>第34条 (監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>第36条 (監査役会の決議の方法) <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第35条 (監査等委員会の決議の方法) <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第37条（監査役会の議事録） <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第36条（監査等委員会の議事録） <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第37条（監査等委員会規程） <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第38条（監査役報酬等） <u>監査役報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p>
<p>第39条（監査役責任免除） <u>当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>
<p>第40条～第42条 （条文省略）</p>	<p>第38条～第40条 （現行どおり）</p>
<p>第43条（会計監査人の報酬等） <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>第41条（会計監査人の報酬等） <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第44条～第47条 （条文省略）</p>	<p>第42条～第45条 （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第47期定時株主総会終結前の監査役(監査役であつた者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。</u>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員(8名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	おり した じょう じ 折 田 譲 治 (昭和23年10月14日生)	昭和58年6月 当社入社 昭和59年1月 当社取締役社長室長 昭和62年2月 当社専務取締役 平成6年8月 当社取締役副社長 平成7年2月 当社代表取締役会長(現在) (重要な兼職の状況) 日本流通産業株式会社代表取締役副社長	2,033,240株
2	うえ ち てつ せい 上 地 哲 誠 (昭和24年12月30日生)	昭和45年12月 当社入社 昭和52年6月 当社衣料部担当部長 昭和53年4月 当社取締役衣料部長 昭和59年5月 当社取締役食品部長 昭和62年2月 当社常務取締役 平成4年5月 当社専務取締役 平成6年5月 当社取締役副社長 平成7年2月 当社代表取締役社長(現在) (重要な兼職の状況) 株式会社サンエー浦添西海岸開発代表取締役社長	227,004株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	なかにし あつし 中 西 淳 (昭和35年12月14日生)	平成元年3月 当社入社 平成4年10月 当社外食部長 平成5年5月 当社常務取締役 平成7年2月 当社専務取締役 平成16年8月 当社専務取締役(営業担当) 平成25年5月 当社専務取締役(衣料・食品・外食・ドラッグ・開発部、食品加工センター、品質管理室担当) 平成26年2月 当社専務取締役(食品・外食・開発部、食品加工センター、品質管理室担当) (現在)	74,628株
4	いまなか やすひろ 今 中 泰 洋 (昭和39年5月4日生)	平成元年4月 当社入社 平成5年6月 当社人事部長 平成7年2月 当社取締役人事部長 平成9年9月 当社取締役人事・総務部長 平成11年4月 当社取締役人事部長 平成16年3月 当社取締役 平成21年3月 当社取締役総務部長 平成21年5月 当社取締役総務部長(リスク管理担当) 平成25年5月 当社常務取締役(管理、コンプライアンス、リスク管理担当)(現在)	76,434株
5	あらしろ けん た ろう 新 城 健 太 郎 (昭和43年11月15日生)	平成4年4月 当社入社 平成7年12月 当社電器部長 平成19年5月 当社取締役電器部長 平成24年9月 当社取締役電器部長兼販促企画部長 平成25年5月 当社常務取締役(電器・販促企画担当) 平成26年2月 当社常務取締役(衣料・ドラッグ・電器・営業企画・ネット販売部担当)(現在)	11,600株
6	た きき まき ひと 田 崎 正 仁 (昭和38年3月7日生)	平成元年4月 当社入社 平成19年8月 当社食品部長 平成23年5月 当社取締役食品部長(現在)	20,900株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	※ もろ 見 あき よし 諸 見 明 良 (昭和36年10月3日生)	昭和58年4月 当社入社 平成4年4月 当社経理部長 平成5年5月 当社専務取締役 平成16年3月 当社専務取締役(管理担当) 平成19年2月 当社専務取締役(管理・リスク担当) 平成20年5月 当社専務取締役(管理・コンプライアンス担当) 平成25年5月 当社管理部門統括部長 平成28年5月 当社常勤監査役(現在)	125,648株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	※ 宮里啓和 (昭和21年9月27日生)	昭和52年4月 東京弁護士会に弁護士登録 昭和53年7月 沖縄弁護士会に弁護士登録換え 平成18年3月 沖縄瓦斯株式会社監査役 平成21年5月 当社社外監査役(現在)	一株
3	※ 野崎聖子 (昭和49年2月25日生)	平成14年10月 第二東京弁護士会登録 平成14年10月 森・濱田松本法律事務所入所 平成18年8月 沖縄弁護士会登録 平成18年9月 宮崎法律事務所(現:弁護士法人那覇総合)入所 平成25年1月 うむやす法律事務所(現:うむやす法律会計事務所)設立 同事務所代表(現在) 平成27年5月 当社社外取締役(現在)	一株
4	※ 翁長朝常 (昭和42年2月25日生)	平成8年10月 宮国公認会計士事務所入所 平成10年6月 監査法人トーマツ那覇事務所入所 平成15年4月 日本公認会計士協会に公認会計士登録 平成15年7月 城間公認会計士事務所入所 平成16年7月 沖縄税理士会に税理士登録 平成18年1月 翁長公認会計士・税理士事務所設立 同事務所代表(現在)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の候補者であります。
3. 宮里啓和、野崎聖子、翁長朝常の三氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 当社は、野崎聖子氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、当社は翁長朝常氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
5. 宮里啓和氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての法令等に関する専門的な知識及び経験等を有しており、経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただけてと考えております。なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を遂行できるものと判断いたしました。

6. 野崎聖子氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての法令等に関する専門的な知識及び経験等を有しており、経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただけると考えております。なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を遂行できるものと判断いたしました。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
7. 翁長朝常氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士としての財務・会計に関する専門的な知識及び経験等を有しており、経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただけると考えております。なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を遂行できるものと判断いたしました。
8. 当社は、宮里啓和、野崎聖子の両氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、両氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。また、当社は、翁長朝常氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成8年5月18日開催の第26期定時株主総会において年額300百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

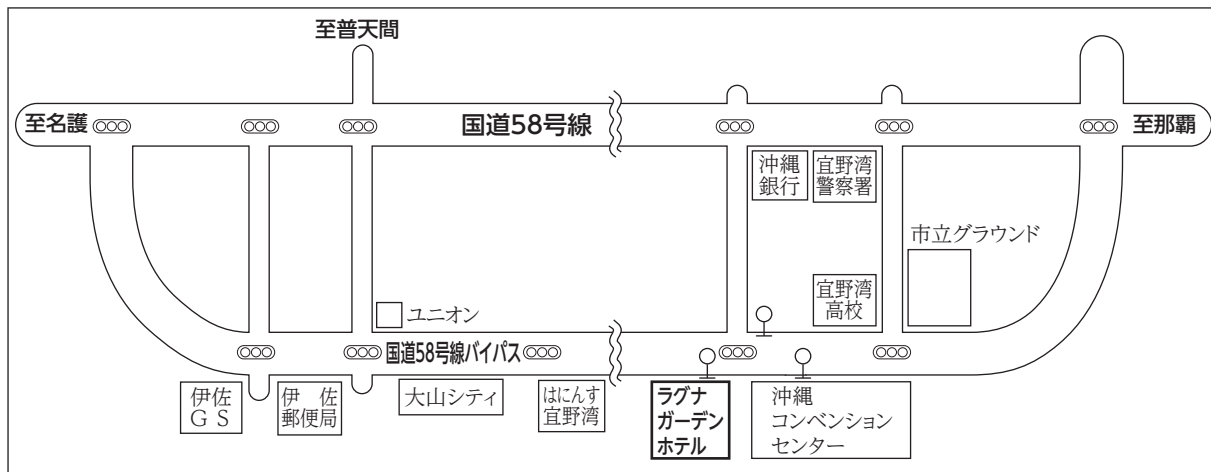
当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額50百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

以 上

株主総会 会場ご案内図

会 場 沖縄県宜野湾市真志喜4丁目1番1号
ラグナガーデンホテル2F 羽衣の間



- お車でお越しの場合
ラグナガーデンホテル専用駐車場をご利用下さい。
- 交通機関のご案内
路線バスをご利用の上、国道58号線バイパスの「コンベンションセンター前」または「宜野湾市営球場前」にて下車して下さい。